平成２９年（フ）第３０号
新潟県長岡市上条町292番地21
債務者　石渡　知子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
新潟県長岡市荻野２丁目４番18号　エスペランサ202号室
債務者　楢舘　智幸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第８０３号
大阪市旭区新森５－13－12　コーポ第一アスターボーン306号室、住民票上の住所大阪府門真市御堂町10番14号
債務者　吉田　　香
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４７号
大阪府枚方市岡山手町２番９号
債務者　松本永寿こと　呂　　永壽
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１９号
大阪府守口市馬場町３丁目６番１－101号
債務者　八木　豊彦
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０４号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番４－302号
債務者　荒木　　宏
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８７号
大阪市旭区高殿３丁目28番７－301号
債務者　樹山　義弘
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９２号
大阪市港区波除５丁目３番９－605号
債務者　田中　榮一
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５３号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番５－203号
債務者　重田智惠子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１３号
大阪市城東区野江２丁目21番５号　倉田マンション　505
債務者　阿部　利伸
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９号
兵庫県丹波市氷上町香良323番地、前住所兵庫県丹波市柏原町柏原519番地３
債務者　六無斎こと長峰潤一こと永峰潤一こと永峯　潤一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第８０号
岡山県倉敷市新田2943番地２　ＦＬＯＷＥＲＲＯＡＤ325　202号室
債務者　北橋あかね
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
静岡市葵区千代田５丁目６番４－202号
債務者　長島　正和
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字川平940番地１　高嶺ファミリーハウス303
債務者　稲葉　未祐
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午前10時30分
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２１４号
岡山市中区長岡４番地66　川上マンション302号
債務者　楢本　　宏
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地３－306
債務者　岩崎　清江
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２２号
東京都府中市小柳町５丁目31番地の21
債務者　渡辺　文子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部